

## ● 調査レポート

### 埼玉県農業と期待される農業生産法人の現状

埼玉県の農業は統計によると農家数の減少、従事者の高齢化の進展、耕作放棄地の増大など産業として疲弊が進展している。しかし一方で首都圏という大消費地にあり、耕地率が22.2%（県土面積に占める耕地面積の割合）は全国第4位と高く、全国でもトップクラスの産出高を誇る農作物が多数あり、都市近郊型農業としての強みも覗かせている。また最近の状況として数は少ないものの5ヘクタール以上の大規模農家数が大幅に増加していることや農業法人、農業生産法人が多く設立していることがわかる。ことに農業生産法人の設立には、食の安全性の観点から農産物を自前で調達しようとする大手外食チェーンや最近では大手流通チェーンも参入している。また今まで農業とは全く違う異業種からの参入などの新しい動きも見られる。

そこで埼玉県の農業の実態を見るとともに農業活性化の切り札とも言われている農業生産法人の現状を分析し、最後に先進的な事業をしている県内の農業生産法人3社の事業内容を紹介した。

#### 1. 埼玉県の農業の現状

##### (1) 減少する農家数、農家人口

表1. 埼玉県の農家数、農家人口、農家人口率の推移

調査年	農家数 (戸)	対前回 減少率 (%)	農家人口 (農家世帯員) (人)	対前回 減少率 (▲%)	農家人口率 注 (%)	1農家当 たりの世帯員 数 (人)
1955年	166,635	—	1,083,400	—	47.9	6.5
60	165,668	0.6	1,032,118	▲4.7	42.5	6.2
65	156,036	5.8	923,179	▲10.6	30.6	5.9
70	145,822	6.5	813,240	▲11.9	21.0	5.6
75	133,656	8.3	708,402	▲12.9	14.7	5.3
80	124,379	6.9	634,900	▲10.4	11.7	5.1
85	115,712	7.0	575,976	▲9.3	9.8	5.0
90	104,262	9.9	507,556	▲11.9	7.9	4.9
95	93,047	10.8	435,007	▲14.3	6.4	4.7
2000年	84,518	9.2	384,100	▲11.7	5.5	4.5
05	79,588	5.8	323,610	▲15.7	4.6	4.1

出所：2005年農林業センサス（農林水産省）

注：農家人口率とは県総人口に占める農家人口（農家世帯員数）の比率

## 用語の説明

**農家**：平成 17 年 2 月 1 日現在の経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満であっても調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

**販売農家**：経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

**自給的農家**：経営耕地面積が 30 アール未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

表 1 は、1955 年から 2005 年までの埼玉県における農家数、農家人口、農家人口率の推移を見たものである。それによると農家数については、1955 年の 166,635 戸から 2005 年の 79,588 戸と半世紀の間で半分以下の 47.8%にまで減少している。また農家人口は 1955 年 1,083,400 人から 2005 年の 323,610 人の 29.9%と 3 割にまで減少していることがわかる。農家人口率は、埼玉県の総人口が 1955 年の 226 万人から 2005 年の 705 万人と大幅な増加をするなかで減少を続け、1955 年には 47.9%と県民のほぼ 2 人にひとりが農家であったものが、2005 年には 4.6%と 10 分の 1 にまで減少をしている。この要因としては農家数の減少に加えて、県内農家の 1 世帯の世帯員数も 1955 年の 6.5 人から 2005 年の 4.1 人と減少していることも考えられる。

## (2) 進展する高齢化

表 2. 埼玉県内販売農家の高齢者数と比率の推移

	60～64 歳	65 歳以上	販売農家人口
1995 年	26,223 人 (7.5%)	81,695 人 (23.5%)	347,459 人
2000	19,263 人 (6.6%)	79,344 人 (27.0%)	293,988 人
2005	14,236 人 (6.2%)	70,243 人 (30.5%)	230,429 人

単位：( ) 内は販売農家人口における 60～64 歳、65 歳以上の人の比率

出所：2005 年農林業センサス（農林水産省）

埼玉県内の農業を取り巻く環境において農家数、農家人口の減少という担い手の減少と相俟って進んでいるのが高齢化である。表 2 は最近の埼玉県の販売農家の高齢化について見たものである。直近の 2005 年には 65 歳以上が 70,243 人となっており販売農家人口に占める割合が 30.5%となっていることがわかる。2005 年の国勢調査による埼玉県内全体での 65 歳以上の比率は 16.4%となっていることから、いかに農業での高齢化が進展しているのかが推察できる。

### (3) 中堅農家の減少と進展する大規模化

農家数、農家人口の減少とそれに伴う高齢化の進展という暗い話題が先行した埼玉県内の農業環境であるが、ここで違う側面から分析してみたい。表3は埼玉県内の農家について経営耕地面積規模別に推移を見たものである。

それによる1965年から2005年までの40年間の中で経営耕地面積0.3ha未満の小規模農家と同3ha以上の大規模農家が増加し、同0.3ha以上3ha未満の中規模農家が減少している。その要因については、まず全体の農家数が大幅に減少するなかで約1割とはいえ小規模農家が増加していることは、それまで販売農家として中規模な耕作地で営農してきた農家が経営環境や農家人口の減少や高齢化などのより経営耕地面積を減らさざるを得ない状況が考えられるのではないか。それもできない状況の農家は廃業していくという現象となって現れている。

また一方で大規模農家が大幅に増加している。例えば経営耕地面積3.0～5.0ha未満の農家は1965年の126世帯から2005年1,068世帯と8倍となり、より規模の多い5ha以上の農家は1955年に県内には3世帯しかなかったものが2005年には481世帯と数は少ないものの160倍にまでになった。特に90年代以降に大幅に増加していることがわかる。

表3. 経営耕地面積規模別農家数(世帯数)の推移

区 分	0.3ha 未満	0.3～1.0 ha 未満	1.0～2.0 ha 未満	2.0～3.0 ha 未満	3.0～5.0 ha 未満	5.0ha 以上
1965年	24,716	71,122	54,903	5,166	126	3
70	23,552	67,557	49,093	5,429	189	2
75	24,781	64,591	39,579	4,433	254	18
80	24,886	59,930	34,584	4,502	415	62
85	24,656	55,707	30,272	4,436	537	104
90	23,298	48,736	26,630	4,650	738	210
95	21,234	43,299	23,021	4,293	879	321
2000	22,087	37,413	19,695	3,998	973	352
05	27,369	30,688	16,485	3,497	1,068	481
(65-05) 増減率 (%)	10.7	▲56.9	▲70.0	▲32.3	747.6	15,933.3

出所：2005年農林業センサス（農林水産省）

表 4. 埼玉県の農業産出額（野菜・花き）

野菜 813 億円 （全国 6 位）		花き 176 億円 （全国 7 位）	
主な品目	産出額（全国順位）	主な品目	産出額（全国順位）
こまつな	39 億円（1 位）	プリムラ類	5 億円（1 位）
ブロッコリー	35 億円（1 位）	マリーゴールド	1 億円（1 位）
かいわれ大根	6 億円（1 位）	ゆ り	28 億円（2 位）
く わ い	4 億円（1 位）	チューリップ	8 億円（2 位）
ネ ギ	143 億円（2 位）	ペチュニア	2 億円（2 位）
ほうれん草	120 億円（2 位）	サルビア	1 億円（2 位）
さといも	31 億円（2 位）	洋 ラ ン	21 億円（3 位）
か ぶ	15 億円（2 位）	パンジー	5 億円（3 位）
きゅうり	114 億円（3 位）	サボテン類	5 億円（3 位）

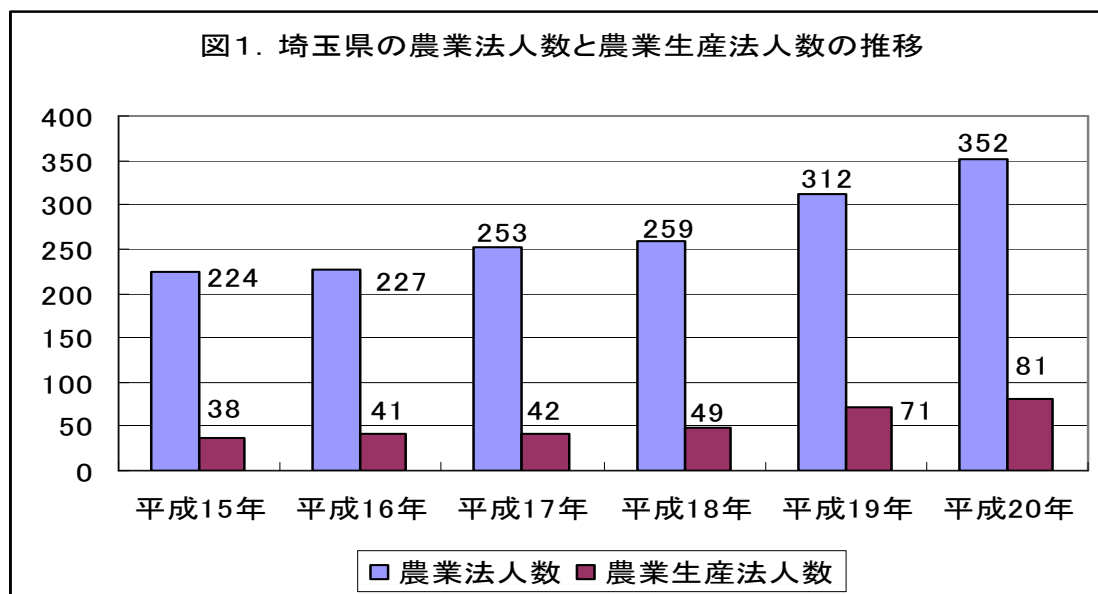
出所：2007 埼玉の食料・農林業・農山村（埼玉県）より当研究所作成

#### （４）野菜や花きで健闘する県内農業

埼玉県の農業産出額は農林省の農業センサスによると1980年の2,832億円をピークに減少を続け、直近の2005年には2,000億円を割り1,933億円にまで落ち込んでいる。その順位は全国第19位となっている。その中で健闘を見せているのが、野菜と花きといえよう。表4が示すように野菜の産出額は813億円で全国6位、花きは176億円で全国7位などとなっている。野菜では、こまつ菜やブロッコリーなど全国1位が4品目など、花き類ではプリムラ類やマリーゴールドで全国1位となるなど、ともに多くの品目で全国の上位を示している。首都圏という大消費地にある立地を活かして新鮮さを要求される葉物野菜や花き類の生産に強みを発揮していることがわかる。

## 2. 増加する県内農業法人

農業法人とは、農業に関する法人の総称である。また農業生産法人は農地法第2条第7項により規定され、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことができる法人である。埼玉県内の農業法人数と農業生産法人数の最近の推移をみると、農業法人数は2003年の224法人から2008年には352法人と128法人増加し、増加率は57.1%となっている。農業生産法人については38法人から81法人と43法人増加するなど倍増以上になっている。ことに2007年には前年に比べ22法人と大幅な増加となった。これは2005年9月に改正された農業経営基盤強化促進法の改正を受けて農地リース方式による農業への参入が可能になったことから、異業種からの参入が全国的に増加している実態を反映しているものと考えられる。



出所：埼玉県農林部より当研究所作成

(農業法人数は3月31日現在、農業生産法人数は1月1日現在)

農業生産法人に関する具体例は、畜産経営の場合、農地を必要とする場合と必要としない場合があり、例えば酪農や肉用牛、馬、綿羊や山羊等は一般に採草地や放牧地等の農地を必要とするので、このような畜産経営では農業生産法人としての要件を満たすことになる。一方採卵養鶏、ブロイラーや養豚などのように購入飼料に頼る畜産経営の場合は必ずしも農地を必要としないので、農業生産法人としての要件を満たしていない。また施設園芸などの農地を必要としない場合も農業生産法人の要件は必要ないなどの違いがある。

**表5. 埼玉県内の耕作種目別、経営耕地面積別農業生産法人数**

項目	耕作種目							
	米麦	果樹	畜産	そ菜	工芸作物	花き花木	その他	合計
法人数	31	0	12	23	2	8	5	81
経営耕地面積5ha未満	6	0	11	20	2	6	4	49
同5~10ha未満	6	0	1	2	0	1	0	10
同10~20ha未満	7	0	0	0	0	1	0	8
同20ha以上	12	0	0	1	0	0	1	14

出所：埼玉県農林部 そ菜は野菜類を表す

表5は、埼玉県内の2008年1月1日現在の農業生産法人についての耕作種目と経営耕地面積についてみたものである。81法人について見ると米麦が31法人で最も多く、次いでそ菜（野菜類）が23法人、畜産が12法人と続いている。

経営耕地面積について見ると米麦の場合は10ha以上が19法人と半数を超えているものの、畜産、そ菜（野菜類）や花き・花木などについては大半が5ha未満であることがわかる。

### 3. 農業生産法人の実態

農業生産法人とは、農地法に規定された農業生産法人としての要件である。法人組織の形態要件、事業要件、構成員の要件、業務執行役員の要件の4つをすべて満たすことが求められている。以下においてそれぞれの要件について触れてみたい。

#### (1) 法人組織の形態要件

法人の形態は株式の全部に譲渡制限を規定してある特例有限会社を含む株式会社と合名会社、合同会社、合資会社、農事組合法人の5種類の法人であることになる。表6は、最近の埼玉県内の農業生産法人を組織形態別に見たものである。2008年1月1日現在の81法人についてみると最も多いのは株式会社（特例有限会社）で36法人と全体の44%を占めている。次いで農業組合法人、株式会社（特例有限会社を除く）となっている。県内の農業生産法人の中には合名、合同、合資の各会社は存在しない。

表6. 埼玉県内の法人形態別農業生産法人

(年次)	03	04	05	06	07	08
農業組合法人	13	13	15	14	27	28
株式会社	25	28	27	35	44	53
株式会社 (特例有限会社)	23	25	23	28	32	36
株式会社 (特例有限会社を除く)	2	3	4	7	12	17
合計	38	41	42	49	71	81

出所：埼玉県農林部

#### (2) 事業要件

事業要件については「主たる事業が農業（関連事業を含む）」であればどんな事業を併せて行ってもよいとなっている。詳細は以下の表7、表8を参照されたい。

表7. 農業生産法人の農業の例示

- |   |
|---|
| <p>①耕作、②養畜、③養蚕<br/>         ④上記の業務に必要な肥料、飼料等の購入、生産物の処理、販売<br/>         ⑤農業と併せ行う林業経営<br/>         ⑥農事組合法人の場合は、農協法第72条の8第1項第1号の事業含む</p> |
|---|

この農業生産法人の場合の農業とは、農地を耕作して行う畑作・水田・果樹などのほかこれに併せて行う養畜・養蜂や農作業に併せて行う植林、伐採や製炭などの林業なども含まれている。

表 8. 農業に関連する事業

事業の種類	事業範囲の具体例
① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工	◇畜産食料品の製造 ◇野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存・食料品製造 ◇精穀・製粉 ◇パン・菓子製造 ◇動植物油脂製造 ◇製茶 ◇レストランの設置運営
② 農畜産物の貯蔵・運搬又は販売	◇普通・冷蔵倉庫による貯蔵 ◇トラックによる運搬 ◇農畜産物卸売 ◇食肉小売 ◇野菜・果実小売 ◇直売施設の設置運営
③ 農業生産に必要な資材の製造	◇肥料の生産 ◇飼料の生産
④ 農作業の受託	◇稲作の基幹3作業の受託
⑤ 農村滞在型余暇活動への利用を目的とした施設の設置・運営・必要な役務の提供	◇観光農園や市民農園 ◇農作業を行う都市住民等が宿泊・休養するための施設 ◇上記宿泊・休養するための施設内に設置された農畜産物等の販売施設等 ◇上記農園や施設内で行われる各種サービス

出所：表 7、表 8 とも農業法人の設立（社団法人日本農業法人協会編）より当研究所作成

また関連事業とは、①農畜産物や原料又は材料として使用する製造又は加工の他、②農畜産物の貯蔵・運搬又は販売や③農業生産に必要な資材の製造及び④農作物の受託も含まれる。また平成 17 年の農地法施行改定により⑤農村滞在型余暇活動に利用する民宿等も含まれている。「主たる事業が農業」であるかの判断は、直近 3 カ年の事業年度において農業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるとしている。

### （3）構成員の要件

構成員については、有限会社、合資会社、合名会社では社員、株式会社では株主、農事組合法人では組員となるのが要件となる。以下が構成員としての要件を満たしているものとなる。

- ①農地の権利を提供している者
- ②その法人の事業に常時従事する者
- ③その法人に農地等を現物出資した農地保有法人

- ④地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会
- ⑤農業法人投資育成法人
- ⑥産直相手の消費者や農作業の委託者など一定の範囲内で法人を行う事業と継続的に取引関係にある個人・法人

#### （４）業務執行役員の要件

農業生産法人の業務執行役員は、株式会社であれば取締役、農業組合法人であれば理事を指している。この業務執行役員の要件は、役員全体の過半数が、①法人の農業（関連事業を含む）常時従事者（原則年間 150 日以上）である構成員であることとされている。かつ、①の過半数を占める者がその法人の行う農作業に原則年間 60 日以上従事することが必要とされている。

### 4. 農業法人化のメリット

#### （１）経営上のメリット

##### ①家計と経営が分離され、経営者の意識改革が期待される

法人には、記帳義務があり、計数管理によって各部門別に採算性を把握でき、資本拡充・投資計画や節税対策等に対応できることになる。経営者には、経営責任の自覚が生まれ、コスト意識や効率性の向上や従業員や顧客に対しての意識向上等の意識が改革されることが期待される。また法人の経営管理は、いままでの“どんぶり勘定”から脱却し、複式簿記による決算が義務付けられている。家計と法人経営が分離できる。

##### ②金融機関や取引先への信用力が向上

法律に定めにより登記や経営内容の報告が義務付けられておることから、事業の透明性が増し資金調達においても取引先への信用力が向上する。また取引先を選定するうえで法人格の有無を基準にする企業も少なくないことから信用力が増し、取引の幅が広がるものと思われる。取引も法人として行われるため役員の変更があっても法人格には変化がないので、事業継承についても有利になると考えられる。

##### ③有能な人材・後継者確保が容易

「企業」というイメージや法人に就職するということや、従業員の待遇改善から有能でやる気のある人材の確保がし易くなる可能性が高まる。従来の家族経営の場合では、子供や家族は就農を望まない場合には経営資産を次世代に引き継ぐことができないが、法人化を行えば構成員や従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保し易くなる。

#### ④従業員の福利厚生の実現が図れる

農業には「休日がない」「決まった給料がない」など労働条件が整備されていないイメージがある。法人化によって毎月の決まった給料やボーナス、休日などの労働条件や健康保険や厚生年金といった社会保険、福利厚生の実現が図れ、他産業並みの就業条件が整備される。これにより農業が魅力ある職業となるための条件整備につながる。

これらの経営上のメリットを活かすことによって、農地の集積や人材確保等による経営規模の拡大、生産から、加工・販売・交流事業など経営の多角化が進展、自社の経営ばかりでなく地域経済の発展や自然環境の向上などの地域社会活性化の拠点となるなどさらなる発展が見込まれる。

### (2) 税務上のメリット

#### ①事業所得税の軽減等

所得が1,000万円以上の場合に事業所得税が軽減される。また所得の配分によって事業主個人に所得が集中されることはなくなる。

#### ②課税特例や各種の制度資金融資

各種引当金や欠損金、剰余金の扱いが法人税法適用で有利になる。例えば農用地区域内の農地を農業委員会のあっせんにより取得する場合には、800万円の譲渡所得特別控除を受けことができ、その場合不動産取得税や登録免許税の軽減が受けられる。また制度資金の融資限度額が個人より拡大され、役員連帯保証で借入金に対応できる。

## 5. 県内の農業生産法人等の現状等の取り組み事例

最後として先進的な、特色のある事業を行っている県内の3つの農業生産法人に訪問し、取り組みの内容を取材したので紹介したい。

### (1) ㈱関東昔がえりの会（児玉郡七里町）

#### ～IT技術を活用し、安心・安全の生産物を提供～

平成17年1月に農業生産法人となり、現在は従業員30人、会員農家数は55人で、耕作面積の合計は約180ヘクタールとなっている。

もともとは児玉地域の若い農業者が「健康で美味しい農産物づくり」、「環境に配慮した農業の実践」「情報公開可能な体制」を取り組みの基本理念とし、平成11年に設立した。その後、会としての栽培管理の統一を進め、完熟堆肥や有機質肥料の使用と農薬を削減した栽培を行って埼玉県特別栽培農産物\*の認証を取得し、「昔がえりの会」農産物のブランド化の推進を図っている。

包材デザインを統一し、生産者の顔写真と連絡先、埼玉県認証取得農産物のマークとS

E I C A \*のQRコードとカタログ・ナンバーが印刷されている。パソコンや携帯電話から生産履歴をチェックすることができる。また自社のホームページからもS E I C Aと連携した情報公開システムを作っている。県内を始め、都内のスーパー等へも安全・安心の野菜、付加価値の高い野菜を届けるとともに、自ら栽培した野菜を自社の工場で加工し学校給食や惣菜を出荷販売する事業にも着手している。そのため今年2月に本社に隣接して専用の処理加工施設を設け、今後の本格的な稼動をにらんでいる。

農家が農業経営で十分な生計を営めるため、将来設計ができ生きがいのある農業経営ができるように様々な取り組みを行っている。その他食育や地産地消の推進のため農業体験企画や生産者・消費者交流会なども実施している。

またH A C C P \*システムの考えを取り入れた、生産から出荷までの自主管理マニュアルを作成し安全性に対する信頼性の向上につなげている。

#### \* 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下の条件で栽培された農産物である。

#### \* S E I C A

(財)食品流通構造改善促進機構が所有し、(独)食品総合研究所及び農林水産研究計算センター(農水省)の協力により運用している公的なデータベースである。

#### \* H A C C P

1960年代にアメリカ航空宇宙局等により、宇宙食の安全を確保するために開発されたシステムである。食品の全工程において危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、より一層の安全確保を図る、国際的に認められた衛生管理方式である。

## (2) 埼玉福興(株)(熊谷市)

### ～知的障がい者の自立支援と農業生産法人を組み合わせる新しいビジネスモデル～

熊谷駅からバスで約30分、利根川の土手を間近に望む地域に平成8年知的障がい者の雇用創出のため設立された。医療器具やボールペン等の事務用品の組み立てを行ってきたがメーカーの下請けからの脱却、事務用品の組み立て以外にも自立支援事業の拡大を考え農業分野に進出した。手掛けているのは障がい者の手によっても安定的な生産ができる水耕栽培サラダハウレンソウである。苗テラスで7日間、苗を育て、ビニールハウスに移して水耕栽培を2週間して出荷する。比較的単純な作業であるため知的障がい者でも作業をこなしていけるのが利点である。

現在はJ R東日本関連の食品会社との納入契約が結ばれ安定的な販売先を得て事業も徐々に軌道に乗ってきている。また地元食品スーパー等からも入荷の打診が来ているが、生産が追いつかないので見あわせている。早急にもう一棟のビニールハウスの建設をすることで事業計画を立てている。また、サラダハウレンソウだけでなくオリーブの苗木とア

ピオス（北米原産）の生産を手がけ始めた。

新井社長は「サラダハウレンソウを中心に日常生活に欠かせない生産品を大切に作る仕事を通じて障がい者と共に社会に貢献できる職場づくりに励んでいきたい。自立支援事業＋農業生産法人によって新しいビジネスモデルを作っていきたい。」と語る。農業生産法人としての経営安定化のためには、大口の納入先の確保は必要であるが、新井社長の頭の中にあるのは、「地域貢献」や「福祉」の言葉、農業生産法人の事業を通してどのように実現していくかということである。その意味からも老人ホーム、社会福祉法人や学校給食などを含めたところへ生産品を提供することでの地域や福祉のサイクルの一翼を担うことをもうひとつの事業の柱として経営をしたいとしている。

### （３）(有)中井農産センター

#### ～戦略的に販路を確保し経営の安定化を図り、新製品の研究にも取り組む～

昭和 43 年に 3 名の農家で農作業受託組合としてスタートし、昭和 54 年に有限会社中井農産センターとなる。お米にこだわり、水稻栽培に始まり現在、60 h a の水稻栽培を請け負い、流通・販売網も戦略的に構築している。現在は米加工品を研究し、米粉を使った麺、パン、ケーキ等の菓子などを開発している。小麦粉が高騰しており、米粉を使った商品が注目を浴びているが、現在多く販売されている米粉商品が米粉 30%程度であるのに対して、同社の製造しているパンやケーキは現在米粉が 90%、100%の商品開発を視野に入れている。

流通・販売については、平成 12 年に有限会社くらしの里を設立し、現在は埼玉県内、東京都内や神奈川県など加盟店は 50 店舗を超えた。ここに同社が生産した健康・安全でこだわりの米を中心に和菓子やケーキなどの製品も販売している。ただ製品を並べるだけでなく産直所として様々なコーディネートを行っている。平成 18 年から安心・安全な栽培の裏づけ作業として HACCP システムを導入し、生産者である中井農産センターとくらしの里の加盟店とで HACCP システムの勉強会も行っている。

新分野の研究も行っており古代米からエキス（天然色素）であるポリフェノール抽出する、これを商品化するべく共同できる企業も探している。取材に応じていただいた<sup>たがえ</sup>互専務は、「当社のモットーは「農業」と「企業」の融合です。」と話す。生産から消費者の口に入るまでを農業の責任と考え、栽培技術の向上や安全性を追求した「生産」、消費者の健康を考えた無添加の「加工」、商品の流通、消費者への信頼関係の構築を目指した「販売」そして新たな「生産」へという考え方である。また農業形態をひとつの企業として捉え、後継者の確保や効率性や安全性の追求、地域貢献や環境保全にも力を注ぎ、農家として日本の食文化や食料自給率を守る使命も行っていくという「農業」と「企業」を融合させた新しい形態「農企業」を創設することにあるとしている。

（2008 年 9 月 9 日 調査事業部 松本 博之）